

# 公益社団法人茨城県臨床検査技師会 学会運営内規

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この法人の開催する、茨城県臨床検査学会の運営が円滑に施行されるため、学会運営内規を定め、実行委員会等で運用するものとする。

## 第2章 委員会

(委員会)

第2条 実行委員会は、担当地区理事及び会員で組織し、円滑な学会運営のため、次の役員をおく。

- (1) 学会長、実行委員長、副実行委員長、学会事務局長
- (2) 実行委員（会計、記録、会場係、その他）
- (3) 副学会長を必要に応じておく事ができる

2 学会長、副学会長、実行委員長、副実行委員長、学会事務局長は実行委員会の互選とし、理事会の承認を受け、会長が委嘱する。

## 第3章 事業及び告示

(通知)

第3条 学会長は、告示に基づき演題募集その他、実施方法について公益法人茨城県臨床検査技師会会報及びホームページを通じ、あらかじめ市民及び会員に通知しなければならない。

(内容)

第4条 学会実行委員会においては、次の事項を協議議決し、理事会の承認を得、実施にあたる。

- (1) 学会の総括的方向の検討
- (2) 特別講演の内容ならびにシンポジウムに関する事
- (3) 一般演題に関する事
- (4) その他学会に関する事

## 第4章 参加費

(参加費)

第5条 学会に参加するものは、次の学会参加費（生涯教育点数 登録料金含む）を支払わなければならない。

- (1) 会員 : 3, 000円
- (2) 県外会員 : 3, 000円 (日臨技会員)
- (3) 関連団体会員 : 3, 000円 (賛助会員等)
- (4) 非会員 : 6, 000円
- (5) 市民及び学生 : 無料

(共同研究)

第6条 学会に非会員が連名発表する場合は1学会について所定の費用を支払わなければならない。

共同研究者一人当たり 1, 000円

(免除)

第7条 学会参加費の免除

- (1) 一般市民及び学生など
- (2) 前条の内規に関わらず理事会が特に認めたものについては免除することができる

## 第5章 附 則

(改廃)

第8条 この内規の改廃は理事会の議決による。

(付則)

- 1 この細則は平成25年 8月 1日より実施する。
- 2 この細則は平成31年 2月 16日より実施する。